

平成 31 年度
国の予算編成等に対する提案



平成 30 年 11 月
関西広域連合

関西広域連合は、府県域を越える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することを目指し、複数府県による全国初の広域連合として、平成 22 年 12 月 1 日に設立されました。現在は、12 の構成府県市による広域行政体として広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等並びに広域職員研修の 7 つの分野の事務及び国の出先機関の地方移管の早期実現、政府機関の移転等分権型社会の実現に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災の発生により、企業の生産停止の連鎖が全国、世界へ広がるなどわが国の一極構造の脆さが浮き彫りになり、国と地方のあり方、経済社会のあり方、エネルギー政策等について大きな変革を迫られるなか、関西広域連合では、東京一極集中を解消するための複数の国土軸を見据えた双眼型の経済社会・社会基盤のあり方や、中長期的なエネルギー政策等にも取り組んでいます。

そして、都市と多自然地域が近接し、それぞれの地域が個性に溢れた関西の強みを活かして人の循環を促進し、地域活力の再生を図るため、暮らしを支え経済を持続可能にする都市の戦略的形成や、多自然地域での心豊かなライフスタイルモデルの確立により、自立した地域が多様性の中で共生する関西ならではの地方創生の実現をめざしています。

そのためには、まずは、政治、行政、経済、文化各方面から、国土の双眼構造への転換が不可欠であるとともに、「人」に焦点をあて、都市と多自然地域など、国の内外を問わず「人」の循環を起こすことが必要です。

そこで、これらを基本的な考え方に据えた「関西創生戦略」及び昨年策定した第 3 期広域計画に基づき事業を実施するとともに、事業の見直し及び新たな取組の追加等の改訂を行い、地方創生のさらなる深化を図っていきます。

つきましては、関西広域連合として、平成 31 年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案いたしますので、ご配慮をお願いいたします。

平成 30 年 11 月

関 西 広 域 連 合

目 次

I	東京一極集中の是正及び分権型社会の確立	
1	国土の双眼構造の構築	
(1)	首都機能バックアップ構造の構築	1
(2)	政府関係機関等の関西への移転	3
(3)	国土の双眼構造を実現する社会基盤整備	5
2	地方創生の推進	
(1)	人・企業・大学等の地方分散の推進	9
(2)	地方創生を支援する仕組みづくり	9
(3)	少子化対策の抜本的強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築	11
3	地方分権改革の推進	
(1)	国と地方の関係の再構築	12
(2)	国出先機関の地方移管の強力な推進	13
(3)	国からの事務・権限移譲の推進	13
(4)	広域連合制度の充実	16
4	地方税財政制度の充実・強化	
(1)	地方一般財源総額の確保	17
(2)	地方交付税の機能の充実	17
(3)	地方税源の拡充と安定した地方税体系の構築	18
II	広域的な課題解決	
1	防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造	
(1)	南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応	20
(2)	原子力発電所の安全確保	27
(3)	医療提供体制の確保・充実	31
(4)	危険ドラッグ対策の充実強化	33
2	「アジアの文化観光首都・関西」の確立	
(1)	外国からの誘客促進	34
(2)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた 文化振興施策の充実	35
(3)	災害からの早期復旧と関西の更なる発展のための支援	36

3	関西の強みであるライフサイエンス産業の振興	37
4	攻めの農林水産業の確立	
(1)	国際競争力のある農林水産業の実現	38
5	広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進	39
Ⅲ その他関西の重要課題		
1	ワールドマスタースゲームズ 2021 関西への支援	
(1)	国家的プロジェクトとしての支援の強化	41
(2)	ラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピック 競技大会と一体となった取組の推進	42
(3)	国等による財政支援等	42
(4)	世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践	43
(5)	働き方改革による大会参加を促す環境づくり	43
2	2025 年国際博覧会の大阪・関西への誘致	44

I 東京一極集中の是正及び分権型社会の確立

1 国土の双眼構造の構築

(1) 首都機能バックアップ構造の構築

**【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省**

わが国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。一方、首都直下地震は、30年以内の発生確率が70パーセントとされている。

また、東日本大震災の影響は、被災地及び被災地にある企業のみならず、サプライチェーンの切断により、わが国はもとより世界中の企業にも及び、単眼型、一極型の経済社会構造の脆弱性を顕在化させた。

このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散するなどの国土の双眼構造への転換を含め、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

国においては、平成25年12月に首都直下地震対策特別措置法が施行されたことを受け、平成26年3月に、切迫性の高いM7クラスの地震を想定した政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたが、東京圏外への政府の代替拠点の在り方等については今後の検討課題とされ、これまで関西広域連合が提案してきた内容がまだ十分に反映されていない。

関西は、古くから日本の中心として、京都御所など世界的に価値のある歴史・文化遺産や豊かな自然に恵まれ、また、首都圏と同時に被災する可能性が低い上、国の地方支分部局や外交を担う機関、日本銀行の支店、企業の本社、報道機関、大学・研究機関等が集積しており、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実している地域である。

そして、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンターパート方式による被災地支援を行った実績をもつ関西広域連合をはじめ、官民あげての積極的な協力、応援体制が得られることなど、双眼構造の一翼として、また、バックアップ機能を担う圏域として相応しい。

危機管理の観点に加え、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を進めるため、次のとおり提案する。

①首都直下等大規模災害発生時における日本の司令塔となる関西の構築

首都圏で非常事態が生じた場合に備え、首都中枢機能の関西への配置等、国として早急に代替対応や拠点機能整備に向けた具体的な検討を行うこと。

首都直下地震発生時における日本の司令塔となる関西を構築するため、当面の措置として、首相官邸の災害対策本部機能を代替、支援、補助できるバックアップ拠点を、大阪をはじめとする関西に整備し、加えて、過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。また、首都圏の復旧・復興や二次災害の抑制に向けた人的・物的支援体制の構築を図り、さらに国際競争力の低下を抑制する観点からも、通常業務の継続を図る仕組みを構築すること。

②国全体の業務継続計画（BCP）策定とその推進

政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたが、M7クラスの被害を想定しており、東京圏外の代替拠点の在り方等は今後の検討課題とされている。首都圏にいかなる災害が発生しても政府機能が麻痺することがないように、東京圏外の代替拠点についても早急に検討を進め、大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置づけを明確にした国会、各府省を含めた国全体の事業継続計画を策定するとともに、放送、通信、交通・物流といった指定公共機関をはじめ、民間事業者の事業継続計画等との整合性を確保し、官民協働により適切かつ迅速に計画を推進すること。

なお、東京圏外でのバックアップにあたっては、これを想定した職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保に係る具体的なオペレーションを検討のうえ、必要な容量や代替性の確保に向けた輸送計画等を策定すること。

③バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること。

(2) 政府関係機関等の関西への移転

【担当省庁】 内閣府、消費者庁、総務省、文部科学省、文化庁、 中小企業庁、観光庁、

中央集権体制と東京一極集中を是正し、国土の双眼構造の実現に加えて、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう、国主導で政府機関等の移転を推進すること。

①政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化

- ・ 平成 28 年 9 月に決定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき、平成 30 年 4 月に実現した総務省統計局の拠点整備に続いて、文化庁の全面的な移転及び 3 年間の試行期間と位置づけられている消費者庁等の全面移転について速やかに実現を図ること。
- ・ 同決定に基づき、中小企業庁及び観光庁の地方支分部局等の体制整備及び特許庁と連携する独立行政法人工業所有権情報・研修館の「近畿統括本部」が設置され、地方創生の趣旨に基づいて取組が進められているところであり、将来的にはこれらの省庁の関西への移転を実現するよう取り組むこと。
- ・ 文化庁移転については、京都府、京都市等と十分調整を行い、平成 30 年 8 月に決定された「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」に基づいて移転作業を進め、遅くとも平成 33 年度中に本格移転を完了すること。
- ・ また、文化芸術基本法及び改正された文部科学省設置法を踏まえ、文化政策を総合的に推進するための、文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充を図ること。
- ・ さらに、国民及び移転先以外の地域から移転に対する理解と共感を得るという観点から、文化庁地域文化創生本部（先行移転）の取組の拡充と発信力の強化を図ること。
- ・ 消費者庁移転については、平成 29 年 7 月に設置された「消費者行政新未来創造オフィス」の拠点機能を更に強化するため、新たな課題解決に向けたプロジェクトの実施やこれに必要な人員、予算を確保すること。
- ・ 平成 30 年 4 月に総務省統計局の拠点として整備された「統計データ利活用センター」については、提供可能な調査票情報を充実させるなど、より一層の活性化を図ること。
- ・ 加えて、平成 28 年 3 月に決定された「政府関係機関移転基本方針」において唯一、全部移転の方針が示されている国立健康・栄養研究所について、全国の先例となるよう国において主体的に移転を推進するとともに、他の独立行政法人等も含め、

各政府関係機関の移転に係る課題について、下記のとおり対応すること。

[文化関係独立行政法人]

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」に基づき、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館及び(独)国立文化財機構については、文化庁が本格移転を実施する時期に効果的な広報発信・相談機能の京都設置がなされるよう、速やかに検討を進めること。

[特定国立研究開発法人理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点]

健康・医療分野をはじめ様々な新産業の持続的な創出に向け、異分野の産学連携による継続的な研究開発の展開を目指す理研科学技術ハブ推進本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるよう、責任者やコーディネーターなど体制を充実すること。

②社会実験の早期実施

- ・ 基本方針において明記された政府主体による各省庁の地方移転に関する社会実験に速やかに着手すること。その際は、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏である関西で実施すること。

③国家機関の移転推進

- ・ 国土の双眼構造の実現を図るため、政府関係機関移転に続く全ての国家機関を対象とした地方への移転分散を実施すること
- ・ 政府主体による国家プロジェクトとして実施し、国会・官邸からの距離は問題とせず、移転費用も国費で対応すること。また、会計検査院、最高裁判所等、内閣統括下にない機関も対象とすること。
- ・ 移転機関及び移転先については、その移転効果を最大限高めるため、地方の意見を十分反映すること。
- ・ 移転分散に関する地方との協議・調整を行うための窓口を全ての国家機関に設け、これらの機関が参画した推進体制を構築すること。
- ・ 関西のポテンシャルを活かし、更なる政府関係機関の関西への移転に取り組むこと。なお、その際は、地方創生の観点を中心に地方の側の立場に立った視点による評価・検討を行うこと。

(3) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

【担当省庁】 内閣府、国土交通省

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が日本の成長を牽引するため、また、首都機能をバックアップする担い手として、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

このため、空港・港湾とそれらを連絡する高速道路や主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消と、それによる太平洋側及び日本海側の国土軸の形成や充実、利用しやすい高速道路料金の実現、さらに、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保、および社会資本の老朽化対策等が不可欠であることから、以下の措置を講じること。

① 空港の機能強化

- ・ 本年4月に、関西国際空港・大阪国際空港及び神戸空港の3空港が、実質的な一体運営を開始したことを踏まえ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、3空港の適切かつ有効な活用、さらには関西広域連合区域内にあるその他の空港の活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援
- ・ 大阪都心部と関西国際空港とを結ぶ高速アクセス鉄道等のアクセス改善
- ・ 神戸空港と連携した関西国際空港への海上アクセスの利便性向上
- ・ 首都機能麻痺時など非常時に備え、首都圏空港の機能を代替、継続するための空港機能継続計画（BCP）の策定
- ・ 本年10月に発足した国土交通省神戸航空交通管制部についてはトラブルが発生しているため、新管制システムの早期運用再開に向けた速やかな対応の実施。また、今後段階的に実施が予定されている国内管制空域の抜本的再編に当たり、今回のようなトラブルが起きないように、十分な準備の実施

② 道路整備の推進

道路整備の推進のため、必要となる予算の総額を確保するとともに以下の事業を推進すること。

ア 高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消等

- ・ 東西二極を結ぶ複数ルートを確保するための、新名神高速道路の全線の早期完成
- ・ 空港・港湾と後背圏を連絡する大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、淀川左岸線延伸部、神戸西バイパス、播磨臨海地域道路などの未整備路線の早期整備及

び事業スキームの構築等

- ・ 日本海国土軸を形成するための北近畿豊岡自動車道の事業促進、山陰近畿自動車道の事業推進及び山陰道の早期完成
- ・ 多極型の国土を構築するための近畿自動車道紀勢線や四国横断自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線並びに阿南安芸自動車道等、主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等の早期整備
- ・ 関西都市圏の拡大に資するための関西大環状道路を構成する京奈和自動車道の早期整備
- ・ 定時性、安全性を確保し、高速道路ネットワーク本来の機能を最大限発揮するための中国横断自動車道、四国縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の暫定2車線区間における4車線化の実現

イ スマートインターチェンジの整備促進等

- ・ 地域振興施策を支援するためのスマートインターチェンジの積極的な整備
- ・ 地域の道路整備を推進するため、スマートインターチェンジをはじめ、高速道路へのアクセス道路等の整備についての補助等の制度拡充

ウ 利用しやすい高速道路料金の実現

- ・ 本州四国連絡高速道路のさらなる利用増進のため、各種割引制度について、NEXCOと同一とすること。

なお、料金割引の見直しに当たり、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないように必要な財源を確保すること。

- ・ 京阪神都市圏の高速道路等の料金については、平成29年度の新料金導入に引き続き、地方の意見を十分に踏まえながら、管理主体が異なる高速道路を乗り継いだ際のターミナルチャージの廃止や、都心部への交通を分散することを目的とした「経路によらない同一料金」の経路をネットワーク整備にあわせて拡大するなど、着実な検討等を行うこと。
- ・ 「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に示されている「戦略的な料金の導入など今後の取組」についても、着実な検討等を行うこと。

③北陸新幹線の早期開業

ア 北陸新幹線の日も早い大阪までの整備促進

金沢駅・敦賀駅間については、2022年度末の開業を確実にすること。

特に、敦賀駅・新大阪駅間については、金沢駅・敦賀駅間の開業に続き、新大阪駅まで一気に、一日も早く全線開業を実現するため、以下の措置等を講ずること。

- ・ 国土交通省の調査で設定している 2031 年の着工時期にとらわれず、一日も早く、大阪までの早期整備に必要な財源を国として確保するとともに、駅・ルート公表に向けた詳細調査及び環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、着工まで途切れることなく予算措置を講ずること。
- ・ 新大阪駅や京都駅については、既存の新幹線や多くの在来線との接続が生じること、加えて新大阪駅については北陸新幹線のほかにも新線の乗り入れも想定されていることから、駅利用者の利便性等、新線接続による整備効果が最大限確保されるよう、駅位置について早期に関係者間の調整を図ること。
- ・ 加えて、国土交通省の地方創生回廊中央駅構想において新幹線ネットワークのハブと位置付けられている新大阪駅について、民間プロジェクトの組成など事業スキームの早期検討のための予算を確保すること。
- ・ 国と地方の費用負担のあり方について、整備新幹線の国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、財源構成の枠組みの見直し等を国として検討すること。
また、北陸新幹線の敦賀駅・新大阪駅間の整備については、沿線自治体に過度の負担が生じないように、コスト削減や地方負担分に対し、十分な財源措置を講ずること。
- ・ 敦賀駅・新大阪駅間の整備に伴う並行在来線は存在しないと考えており、現にこれまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県内の在来線や大都市近郊区間が、並行在来線として取り扱われた例は存在しない。国においてこの考え方を確認すること。

イ 敦賀開業後全線開業までの利便性の確保

金沢駅・敦賀駅間の開業から新大阪駅まで全線開業するまでの間、北陸・関西間の円滑な流動性を確保するため、在来線特急の運行本数の維持・拡大と、敦賀駅での乗り換え利便性の確保等アクセシビリティの充実を図ること。

④リニア中央新幹線の早期開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を 1 時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。平成 27 年 8 月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても「国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」であり、「リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約 1 時間で結ばれ、時間的にはいわば都市内移動に近いものとなる」と明記され、本計画をはじめ、日本再興戦略等の国計画において、「リニア中央新幹線の早期整備」が位置づけられている。さらに、平成 30 年 6 月に閣議決定された「経済財政の運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)」

において、「建設主体が全線の駅・ルート公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線（詳細ルート調査中）等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るため、民間プロジェクトの組成など事業スキームを検討し、新幹線ネットワークの充実を図る。」と位置づけられたところである。

このような状況の中、東海旅客鉄道株式会社が、国の財政的な支援により、開業時期の最大8年間前倒しを前提として整備を進めていることについては、早期整備に向けた具体的な動きとして一定の評価をするものである。

しかしながら、平成23年5月の交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会の答申において、リニア中央新幹線の整備は、「東京・大阪間を直結することで初めてその機能を十分に発揮し、効果を得ることができる事業」であると指摘されているとおり、その整備効果を最大限発揮させるためには、大阪までの早期開業が不可欠であることから、8年間の前倒しを確実なものとし、さらなる前倒しを検討すること。

また、国土交通省の地方創生回廊中央駅構想において新幹線ネットワークのハブと位置付けられている新大阪駅については、既存の新幹線や多くの在来線との接続が生じることに加えて、リニア中央新幹線のほかにも新線の乗り入れも想定されていることから、駅利用者の利便性等、新線接続による整備効果が最大限確保されるよう、駅位置について早期に関係者間の調整を図るとともに、民間プロジェクトの組成など事業スキームの早期検討のための予算を確保すること。

⑤高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

災害時におけるリダンダンシーの確保や日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道的高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられた四国新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について、整備計画として決定し、関西国際空港への高速アクセスの確保と併せて早期実現を図ること。

2 地方創生の推進

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、財務省、
文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、
林野庁、経済産業省、国土交通省

関西広域連合は、東京一極集中からの脱却を図り、国土の双眼構造への転換による「この国のかたち」の再構築を念頭に、様々な広域課題に取り組んでおり、このような歩みを進めることこそが地方創生につながる。政府において、地方が自らの実情に即して主体的に行動できる仕組みをつくるため、関西広域連合は、地方を創生する政策の方向を明確にし、特に重要と考える施策について、次のとおり提案する。

(1) 人・企業・大学等の地方分散の促進

① 企業の本社機能等の地方への分散配置促進のための税制措置等の充実

ア 企業等の立地の是正に向けた取組の実施

- ・ 人口増加の誘因となる工場等の施設について、東京圏への新規立地を抑制する制度の創設を検討すること。
- ・ 企業の本社機能等の地方への移転を促進するため、東京以外の地方の法人税率の負担を低くするなど税制上の優遇措置の拡充等を図ること。
- ・ 地域活性化や人口の流出抑制を目的として、府県や市町村が個人住民税及び法人住民税を引き下げた場合の国による減収補填を行うこと。

イ 人口分布の是正に向けた取組の実施

- ・ 東京圏に集中する高度人材の地方への還流促進に対する支援制度を充実すること。

② 大学・試験研究機関等の地方移転の促進

- ・ 首都圏の大学、試験研究機関等の地方移転に対する支援制度の創設（工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の首都圏大学キャンパスの地方移転や地域課題の解決を命題とした学部の新設、首都圏と地方圏の大学の単位互換制度の導入（包括協定等）等）

(2) 地方創生を支援する仕組みづくり

① 地域創生を総合的に支援する制度の拡充・創設

- ・ 自由度の高い特別な地方債「地域創生事業債（仮称）」の発行とその元利償還金

に対する交付税措置制度など、財政措置を講ずること。

特に、スポーツ・文化の振興は、交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果たすことから、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への支援と同様に、ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催に当たり各地域で拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るための措置を講ずること。

- ・ 地域別の法人税率の設定など新たな制度を創設すること。

②地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の制度改善

ア 地方創生拠点整備交付金について

地方創生拠点整備交付金については、平成28年度補正予算により創設され、平成29年度補正予算では、整備対象施設を生産性革命に資するものに限定した交付金として予算措置された。同交付金は、地方公共団体が進める地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めるためのものであることから、国において継続的な予算措置等の取組を進めること。

また、同交付金では整備対象が生産性革命に資する施設に限定されるなど、地方の事情を尊重したものとなっていない。このため、予算措置にあたっては、既存施設の有効活用という観点から、地方創生に向けて効果の見込まれる場合などは、既存施設の「修繕」や、既存施設への新規設備の導入、既存設備の更新等を交付対象とした自由度の高い交付金とすること。

イ 地方創生推進交付金について

地方創生推進交付金については、地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組を支援する自由度の高い交付金として、地方創生を深化するためのものであるにもかかわらず、採択基準が不明確であるとともに、使途の制約や申請事業数の上限設定があるなど、十分使い勝手の良い制度設計となっていない。

以上のことから、下記について要請する。

- ・ 制度を運営する国において、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などをなくすとともに、地方への人の流れの形成や働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とするなどの制度改正を行うこと。

さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

- ・ 地方創生の実現に必要な要素を一般的でわかりやすい認定基準として設定

することにより、各地方自治体が、より具体的で効果的な施策検討を実施する動機づけとなる制度に改善していくこと。

また、採択基準を明確化するとともに、個々の申請事業の審査過程を明確に示し、採択又は不採択とされた理由をわかりやすく示すこと。採択基準の設定については、地方団体の取組意欲を失わせることなく、地域の実情を踏まえた自主的な取組を推進できるものとする。

- ・ 地域再生計画の認定について、地方創生推進交付金制度要綱において、認定基準として自立性、官民協働等の基準が示されているものの、抽象的な記載に留まっているため、明確に示すよう改善すること。
- ・ 複数年度にわたる事業に対応できるよう基金造成を可能とすること。

ウ 両交付金に共通する事項について

地方創生の本格的推進に向け、地方創生の実現に必要な制度の見直しが実現されるまでの間は、地方が創意工夫を凝らして新たに着手する取組に対応できるよう、十分な規模の事業費を確保し、求められる地方負担を撤廃するなど更なる拡充を図ること。

また、これらの交付金を活用しようとする取組が地方版総合戦略に基づくものであることを踏まえ、地域再生計画を地方版総合戦略により代えることを可能とすることなど、地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画等にかかる事務手続きを簡略化すること。

さらに、地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、手続きを簡素化した上で、地方版総合戦略に定める数値目標・重要業績評価指標の向上に効果を発揮するものについては、交付対象経費の制限を緩和するなど、地方目線に立った自由度の高い制度とすること。

(3) 少子化対策の抜本的強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

① 幼児教育・保育の無償化の適切な実施

- ・ 安易な利用申込の増加や保育利用の長時間化を招かないよう、保育現場の懸念にきめ細かく対応した制度を設計すること。
- ・ 地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう、国からの十分な財政措置を講じること。
- ・ 認可外保育施設においても保育の質が確保される仕組みを検討すること。
- ・ 十分な準備期間を確保するため、制度の詳細について、早急に示すこと。

3 地方分権改革の推進

国民が求める成長と豊かな社会を実現していくためには、地方分権改革を進めることにより、我が国の統治構造を、地方の疲弊と災害等に対する脆弱性を生んでいる中央集権体制から地方自治体が相応の権限と責任、及びこれに応じた財源を備える自立分権型に変えていくことが不可欠である。

このような認識の下、関西では、国と地方の二重行政を解消し、地域における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、府県・政令市による全国初の広域連合を設立し、関西における府県域を越える広域事務を推進するとともに、国出先機関の受け皿としてその移管を強く求めてきた。

関西広域連合は、設立以後8年間における成果を生かし、地方創生を進めていくためにも地方分権改革が着実かつ迅速に推進されるよう、次のとおり提案する。

(1) 国と地方の関係の再構築

【担当省庁】 内閣府、総務省

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存・もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の自立分権型社会を目指すため、国の役割は国家の存立に関わる事務等の国が本来果たすべきものに限定し、それ以外は財源も移譲した上で全て地方が担うという自己責任の原則に基づく国と地方の役割分担について、憲法改正も視野に、地方と十分な協議を行いながら明確にし、国と地方の関係を再構築すること。

① 地方分権に関する抜本的な議論の開始

政府においては、人口減少時代に合った新しい地方行政体制の検討を開始されたところであるが、その際、国及び地方が活力を維持するために必要な最適な統治機構のあり方や都道府県を越えた広域行政のあり方等、地方の意見も踏まえ、抜本的な議論を開始すること。

② 立法プロセスへの地方の関与

立法プロセスに地方公共団体が適切に関与していく仕組みが必要であることから、例えば、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」又は調査会を設けるなど、国会の中に地方の声を反映させるシステムを構築すること。

(2) 国出先機関の地方移管の強力な推進

【担当省庁】 内閣府

これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めてはならない。国出先機関の地方移管を強力に推進すること。あわせて、中央省庁の事務・権限についても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

(3) 国からの事務・権限移譲の推進

【担当省庁】 内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省

①地方分権改革に関する「提案募集」への対応

- ・ 府県域を越える広域的な行政課題に対応してきた関西広域連合の実績を踏まえ、関西広域連合の国からの事務・権限の移譲等に係る提案については、財源確保等の所要の措置を含め、真摯に対応し、その実現を図ること。

【権限移譲等を求めるもの】

- ア 関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限
- イ 二地域にまたがる国出先機関等の事務権限の移譲
- ウ 通訳案内士登録業務の見直し
- エ 広域地方計画協議会の事務局機能の移管
- オ 港湾広域防災協議会の事務局機能の移管
- カ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大
- キ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化
- ク 災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止

②提案募集方式の見直し

- ア 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

提案募集方式について、自立分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。

なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。

- (ア) 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。

(イ) 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方自治体への選択的な移譲を積極的に進めること。

イ 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。

また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。

ウ 広域連合への権限移譲の検討

(ア) 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。

(イ) 「地方分権改革の総括と展望」（地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日）において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が 2 以上の都道府県に跨る場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

エ 提案募集方式にかかる手続の見直し

(ア) 関係府省との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く関係府省との調整対象とすること。

(イ) 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。

(ウ) 関係府省の第 2 次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。

(エ) 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

③地方分権改革の新たな推進手法の提案

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

ア 国と地方の協議の場における分科会の設置

- (ア) 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。
- (イ) 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

イ 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

- (ア) 現在の提案募集方式では、「移譲可」、「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組みを設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。
- (イ) なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。ただし、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限が広域にわたり、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、提案団体と調整の上で、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合においても実証実験を実施すること。

ウ 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入

- (ア) 新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地方が連携し、課題の解決を「実証する仕組み」を導入すること。

(4) 広域連合制度の充実

【担当省庁】 総務省

関西広域連合は、現行の地方自治法に基づく広域連合制度を活用し、広域行政を担う責任主体として府県・政令市では受けることのできない広域的な事務・権限の受け皿となることを目指している。

2府6県4政令市を構成団体とする関西広域連合において、地域の実情に応じ、迅速かつ柔軟な組織運用ができるよう、広域連合制度について、次のとおり提案する。

①規約変更手続きの見直し

広域連合が処理する広域行政課題の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃、もしくは、規約変更に関する総務大臣許可の際に必要な国の関係行政機関の長との協議を廃止するなど、規約変更手続きの見直しを図ること。

②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

広域連合が国に移譲を要請することができる事務については、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、そのような限定を撤廃し、幅広く移譲の要請ができるよう見直すこと。

③広域連合への負担金に関する地方財政措置

広域連合が処理する広域事業に必要な経費として構成団体が拠出する年度ごとの負担金（分賦金）について、新たな行政需要に要する経費として地方財政措置を行うこと。

④地域ブロックを対象とする国の政策に関する広域連合意見の反映

広域連合の区域と関連する地域ブロックを対象とする国の計画の策定や施策の企画、事業実施等に際し、その検討段階から広域連合の意見を的確に反映するよう、法令上の手続きを明確にするなど、新たな仕組みを構築すること。

4 地方税財政制度の充実・強化

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債への依存など、常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、地方税源の拡充や国と地方の税源配分の見直しとあわせ、地方交付税の法定率のさらなる見直しや、所得・資産・消費のバランスのとれた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

(1) 地方一般財源総額の確保

平成 31 年度の地方財政収支の仮試算では、地方一般財源総額は前年度に比べ 0.6 兆円増額した 62.7 兆円が見込まれ、実質的に前年度と同水準の確保に向けて要求されているものの、消費税率引上げに伴う歳出の増は含まれていない。今後も社会保障関係費の増嵩が見込まれる中、引き続き巨額の財源不足が生じ、一般会計からの臨時財政対策特例加算や地方による臨時財政対策債の発行への依存が高まるなど、地方にとって非常に厳しい財政環境となっている。

平成 31 年度地方財政計画の策定にあたっては、消費税率引上げに伴う社会保障の充実等や東京一極集中の是正、国土の双眼型構造への転換、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策の推進等、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう地方財政計画に地方の需要を的確に反映させ、平成 30 年度の地方財政計画の水準はもとより、必要な地方の一般財源総額を確保すること。

特に、地域の実情に応じた地方単独事業に対する財源確保等、地方交付税の充実を図ること。

また、今後も、財源不足が続くとともに、既往の臨時財政対策債の元利償還のために多額の臨時財政対策債を発行する事態が続くことが予想されるため、地方交付税の法定率引上げにより、臨時財政対策債に依存することなく安定的で持続可能な地方財政運営とすること。

なお、将来的に、国と地方の折半対象財源不足が解消された場合、そのことにより生じる財源については、国の債務縮減ではなく、既往の臨時財政対策債の元利償還等に充てること。

(2) 地方交付税の機能の確保・充実

地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきではない。消費税率引上げに伴う社会保障の充実等の実施に伴う新たな地方負

担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保・充実すべきである。

さらに、平成 31 年度地方財政収支の仮試算では、消費税率引上げに伴う歳出・歳入の増が含まれておらず、その影響額は多額であると見込まれることから、その影響額を早期に明示すること。

なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。

また、「トップランナー方式」については、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにするとともに、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

(3) 地方税源の拡充と安定した地方税体系の構築

地方税源の拡充を行うとともに、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築のため、税制の抜本的改革を進めること。

なお、偏在性が大きく税収の変動が大きい地方法人課税における税源の偏在是正措置については、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、地方の意見も踏まえて検討すること。

地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収を特別会計に直入するなどして、地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

Ⅱ 広域的な課題解決

1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」 の創造

(1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

【担当省庁】 内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、国土交通省、気象庁、経済産業省

南海トラフにおける巨大地震が発生すれば、広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の目的・基本理念に則り、大規模災害による被害を最小限にとどめるための国と関係地方公共団体が一体となった対応について、次のとおり提案する。

① 南海トラフ巨大地震対策の総合的推進

南海トラフにおいて発生が予想されている巨大地震について、現在、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき一定の対策が講じられているが、引き続き対策の拡充を図り、対応を進める必要があることから、以下の措置を講じること。

- ・ 具体的な予防計画及び事前の復旧・復興計画の早急な提示
- ・ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について、他の物資同様、プッシュ型支援の品目に燃料の追加
- ・ 同計画についての関係府県が独自に実施している被害想定等を踏まえた継続的な見直し
- ・ 地震防災対策事業に対する財政支援の充実及び確実な財源確保
- ・ 観測体制の充実・強化及び地震・津波の発生・被害予測の精度向上
- ・ 観測内容の住民への伝達体制の強化
- ・ 政府現地対策本部を設置する体制の確保及び具体的な活動内容の明示
- ・ 津波からの避難が困難な地域における住宅の高台移転などの促進
- ・ 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地の解消など、減災のまちづくりの推進

② 地震・津波による被害の防止、軽減

ア 調査研究の推進

津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進

(ア) 科学的調査の速やかな実施等

地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置など科学的調査の速やかな実施、これまで発生した地震・津波の浸水域で行われている津波堆積物調査の充実強化、及びその結果の情報提供

(イ) 日本海における震源断層モデルの早期提示等

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」報告書が平成26年9月に発表されたが、国の地震の長期予測等は、日本海で発生する地震・津波に関する研究が乏しいことから、国において平成25年度から実施している日本海側におけるプレート境界、海底活断層位置等の科学的調査についての速やかな実施、及び新たな知見を踏まえた震源断層モデルの早期提示

イ 連携協力体制の整備

地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

ウ 教育及び訓練の実施

被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、地震・津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じた防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及を図ること。

エ 「世界津波の日」制定を契機とした防災意識の向上

東日本大震災やスマトラ沖地震など津波による被害は甚大であり、津波の脅威は世界の多くの国が抱える共通の問題であるため、防災意識の向上の取組を一層推進すること。

(ア) 国際的なシンポジウムなどによる啓発イベントの開催

(イ) 国際交流事業の実施

(ウ) 地方と連携した全国的な避難訓練の実施

(エ) 濱口梧陵国際賞の継続的な実施

③大規模災害時の減災、復旧・復興対策

ア 大規模風水害に備えた情報の提供等

(ア) 高精度な降雨量予測情報の提供

気象庁が公表する降水短時間予報は、メッシュ毎に色表示されているので具体的な数値が示されておらず、避難指示等の判断材料とするには情報が不足しているため、高精度な降雨量の予測情報を容易に活用できるよう加工して地方

公共団体に提供すること。また、土砂災害警戒情報が市町村へ確実に伝達されるよう、提供方法の改善を進めること。

夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24 時間先の精度が高い降水予測情報（メッシュ情報）を提供すること。

さらには、記録的短時間大雨情報が発表されるような局地的な豪雨に係る予測精度向上のための技術革新を行うこと。

また、暴風や潮位情報についても詳細な予測データを降雨量予測と同様に提供すること。

(イ) 水防災意識社会の再構築に向けた体制整備

避難行動に直結したハザードマップの作成を支援するツールの高度化や水害対応タイムライン作成マニュアルの策定等の支援体制を構築するとともに、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指すために必要なソフト対策への必要な財政支援を充実すること。

また、水防法に基づき指定される洪水浸水想定区域等について、宅地建物取引業法第35条の重要事項の説明等をすべき内容として位置づけ、所要の改正を行うこと。

イ 被災者生活再建支援法の見直し

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

また、支給対象を全壊、大規模半壊に限定せず、半壊など支援の必要性が高い世帯も対象とすること。

ウ 住家被害認定調査・罹災証明書交付体制の充実強化

市町村の自治事務とされている住家被害認定調査・罹災証明書交付事務について、調査に従事する職員の育成、被災者支援システムの導入等罹災証明書交付事務の実施体制確保について、必要な財源措置を行うこと。住家に関する被害調査事務全体の合理化を図るため、被災建築物応急危険度判定制度について全国被災建築物応急危険度判定協議会の意見を踏まえながら連携体制の検討を行うこと。

さらに、広域的な応援に備え、技術者の認定・登録等による人材確保や、認

定技術・実施ノウハウ等の共有を検討すると共に、応援に要する経費を災害救助法の対象にするなど、財源措置の充実を図ること。

エ 応援職員の派遣に対する財政措置

災害対策基本法では応援にかかる費用は、被災自治体が負担することと定めている趣旨を踏まえ、住家被害認定調査・罹災証明書交付事務を含め、災害時の応援にかかる経費が応援自治体の負担とならないよう、財政措置を講じること。

オ 帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保や、その備蓄の推進に係る財政支援も含めた更なる検討を行うとともに、地震発生時の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。

カ 外国人観光客対策の充実

在外公館との連携による安否確認手順の確立や、情報端末等を活用した多言語での情報伝達手段の構築など、災害時における外国人観光客の安全確保対策の充実を図ること。

キ 災害時の電力確保対策の充実

発電・送電システムの強靱化や電力会社間の連携強化など災害に強い電力供給体制を構築するとともに、停電時に被災者が必要とする最低限の電源確保や国民への迅速かつ正確な情報提供体制の充実を図ること。

ク 感震ブレーカーの設置促進

「地震時等に著しく危険な密集市街地」において、地震時の電気に起因する火災の発生を抑止するため、感震ブレーカーについて、さらなる設置促進方を提示すること。

ケ 激甚災害制度の見直し

激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかき上げるなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

④大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

ア 防災・減災対策に資するインフラ整備等

- (ア) 台風や豪雨・暴風等により被災した公共土木施設等の早期復旧を図ること。
- (イ) 地震・津波や風水害など多様化する大規模災害リスクに対応し、住民の生命・財産を守るため、ライフラインの維持に向けた電力・ガス・通信・上下水道や交通インフラの緊急総点検、災害時における迅速な復旧体制の構築、インフラ等整備・老朽化対策に係る予算の総枠確保等、社会インフラの更なる強靱化を推進すること。
- (ウ) 下水道施設の国庫補助制度の堅持及び予算枠の更なる拡大を図ること。

イ 津波対策の推進

(ア) 避難施設の整備促進

最新の知見に基づいた避難施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備推進

(イ) 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤等の整備促進

地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤・防波堤、河川堤防・護岸等の施設整備を短期集中的に推進できるよう、新規制度の創設を含めた、別途の予算枠の確保。また、地方においてもスピード感をもって対策に取り組めるよう緊急防災・減災事業の適債要件の緩和等の地方財政支援の充実

(ウ) 津波被害に強いまちづくりの推進

- ・ 津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての具体的な被害軽減対策の提示と必要な財政的措置の実施
- ・ 津波からの避難が困難な地域について、災害対策拠点となる庁舎をはじめとする公用施設、公共施設、オフィス、住宅等の津波対策として、高台移転等を促進するための技術的な助言と必要な財政的措置など、強力な支援措置の実施
- ・ 津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄における浸水対策・避難対策支援制度のさらなる充実

ウ 建築物等の耐震化の推進

- ・ 総合的な地震防災対策を強力に推進するため、公共施設の耐震化支援措置の充実を図るとともに、耐震化目標の達成に向け、住宅・建築物の耐震化支援制度の拡充

- ・ 大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業に係る宅地所有者等の費用負担の更なる軽減措置及び税制上の優遇措置の創設
- エ 災害に強い総合的な治水対策の推進
- 頻発する大規模な風水害に備え、河道内樹木の伐採や堆積土砂の撤去等を含めた河川改修や下水道整備による対策、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策及び減災対策、ダムの容量の更なる有効活用を組み合わせた総合的な治水対策に係る必要な財政的措置や税制優遇等の実施及び調査研究の推進を図ること。
- また、短期集中的に推進する必要がある大規模施設整備のための、新たな予算制度の構築を行うこと。
- オ ダムの事前放流の積極的な導入とダム再生の推進支援
- 既設ダムの洪水調節機能を最大限活用するため、事前放流の積極的な導入に向けた取組みや事前放流の拡大に必要な降雨予測技術の高度化に関する取組みを推進すること。
- また、既設ダムを有効活用するダム再生の推進において、ダムの放流設備改造や利水容量の治水振替等の他、ダム再生に併せた下流河川の改修についても必要予算を別枠措置するなど、財政面の支援を行うこと。
- カ 土砂災害対策の推進
- 既存住宅の移転支援事業の拡充を図るとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所において、治山・砂防事業や災害に強い森づくりによる土砂災害対策を着実に推進するため、治山・砂防関係事業の予算を確保すること。
- また、既存の治山・砂防施設の老朽化対策、機能強化対策のための予算を確保すること。
- 加えて、土石流の発生等により透過型堰堤に堆積した土砂を撤去するための財政措置を創設すること。
- キ 農業用ため池の防災・減災への取組の推進
- 頻発する大規模な風水害や巨大地震に備えるため、今後、多数のため池の改修が必要になると見込まれることから、計画的なため池整備を実施するための調査や改修にかかる予算を確保するとともに、国庫補助率の引き上げなど財政措置を充実させること。また、ため池廃止にかかる定額助成事業の期間の延長と制度の拡充（ため池堤体の底地が市町所有で管理を農家が行っている場合も定額扱い）を行うとともに、ため池の適正な管理を徹底するための研修会開催や多様な主体との連携・協働によるため池保全の取組活動の支援体制の整備など事業制度を拡充すること。

ク 都市・農山村インフラの災害復旧やブロック塀等の撤去・改修への支援

地震や風水害からの復旧にあたっては、都市部の道路、水道管、下水道管等や、農山村部の生活道路としての役割も担っている農道等のインフラの復旧のほか、通勤・通学路、学校施設内、避難路など住民の安全確保のためのブロック塀等の撤去・改修が必要であることから、技術的支援並びに国庫補助制度の創設・拡充や緊急防災・減災事業債の拡充など財政支援を行うこと。

ケ 高潮・高波対策及び海岸の漂着物処理に対する支援

既往最高潮位を記録した台風第21号の被災原因検証にかかる技術的な指導・支援及び海岸保全や浸水被害防止に必要となる高潮・高波対策を強力に推進すること。また、防潮堤等の高潮・高波対策により閉鎖された臨海部の内側の地区に対して、降雨による浸水被害が想定されるため、高潮・高波対策と連携した内水排除対策に関しても、制度拡充や財政支援を行うこと。

海岸の漂着物処理に対する事業について、現行より小規模な事業を対象とするよう要件緩和するとともに、災害復旧事業並みに補助率を増大する等財政支援を行うこと。

コ 関西国際空港の強靱化等に係る支援

台風第21号による被災状況等を踏まえ、海上空港である関西国際空港の浸水対策などの防災対策事業の実施等、災害に備えた強靱化に係る支援を行うこと。

また、今後、同様の災害が発生した場合に備えて、今回、緊急的・暫定的な措置として、大阪国際空港及び神戸空港において代替運用が行われたことを踏まえ、関西広域連合管内の空港により関西国際空港の代替機能を確保するなど、弾力的な対策を講じること。

(2) 原子力発電所の安全確保

**【担当省庁】 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁**

現在、新規規制基準適合性に係る審査が順次行われているが、原子力発電所の稼働の可否については、新規規制基準を厳格に適用し、社会的、経済的要因を考慮することなく、速やかに純粹に科学的知見に基づく審査を行うとともに、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得る必要がある。

一方、安全審査とともに原子力対策の両輪である原子力災害対策においては、原子力災害対策指針の改定がされるなど国における体制整備が進んでいるところであるが、その実効性の確保には、なお課題が残る。

先般、東海第二発電所では、立地自治体以外の 30 キロ圏内 5 市とも再稼働の実質的事前了解を含む協定を締結した。それぞれの地域の事情は異なるが、万一の原子力災害時には、その影響は立地自治体を越えて拡大し得ることを前提とした原子力安全協定の在り方を追求していく必要がある。

また、東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故については、被災地域の復旧・復興に全力を尽くすとともに、国会事故調、政府事故調等で明らかになった様々な課題に責任ある対応をし、さらなる徹底した事故原因の究明をふまえて今後の防災対策に生かしていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、次のとおり提案する。

①原子力施設周辺地域の防災対策の充実

ア 監視体制の強化と情報提供の徹底

実効性のある緊急時モニタリング体制を構築するため、国が原子力事業者と関係近隣府県等の調整を図るほか、機動的なモニタリングを実施するため、国の責任において航空機モニタリングを実施するとともに、固定型モニタリングポストの追加設置、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の整備や情報共有化システム整備に必要な財政支援を行うこと。

また、重点区域外においても、速やかに空間放射線量率を測定するための十分な体制を、国において早急に整備すること。

イ 原子力災害対策に関する制度の見直し

避難ルート等の検討や準備などには、気象情報や大気中放射性物質の拡散計

算の予測の活用が有用と考えられ、国が責任を持って技術的・財政的支援を行うこと。また、原子力関係閣僚会議決定と原子力規制委員会の方針に差異が生じているため、国として一体化した考えを示すこと。

原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、安定ヨウ素剤の配備・服用、医療提供体制等避難体制整備および近畿圏において代替のない水道水源である琵琶湖の汚染に備えた対策に要する経費について、地域の実情を踏まえた自主的な取組を含め、UPZ内の地域はもとよりUPZ外の地域についても国において財政措置を行うこと。

さらに、原子力防災対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

また、第三者機関による防災計画の実効性の確認を再稼働手続に位置付け、住民の十分な理解を得ること。

ウ 屋内退避の対応の明確化

原子力災害対策指針においては、UPZ圏内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、その効果について科学的にわかりやすく説明し住民の理解を得るとともに、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示すこと。

エ 広域避難に対する支援

- ・ 事業者の原子力防災に対する役割を明確にするるとともに、事業者に対し関係地方自治体に積極的に協力するよう指導すること。
- ・ 避難経路に関し、高速道路の利用については、道路管理者に対する避難時の無料化等の協力要請及び対応の取りまとめを行うとともに、交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。高速道路以外の避難経路については、立地自治体だけでなく、周辺自治体でも整備ができるよう、「電源立地地域対策交付金」や「原子力発電施設等立地地域対策特別交付金」の交付対象団体を拡大すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。
- ・ 避難手段の確保及び要請の仕組みについては、バス、鉄道等関係事業者による協力を含めて国の責任で行うとともに、事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための方策や万一従業員が被ばくした場合の補償基準を早期に策定すること。
- ・ 避難行動要支援者、特に入院患者、施設入所者については、受入先の確保、

介助者の確保、移動手手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を早急に示すとともに、国が責任を持って避難手段と避難先を確保すること。

- ・ 避難退域時検査及び除染については、避難途上で複数府県からの多数の避難者を対象に円滑に行う必要があることから、緊急時モニタリング同様、緊急時には国が主導して実施すること。また、必要な資機材と人員については、地方公共団体任せにせず、国として全国的な体制整備を行うこと。
- ・ 広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について、早急にルール化を行うなど積極的に対応すること。
- ・ 施設管理者に対する逸失利益補償及び損害賠償を含め、広域避難者の受入れによる費用の負担について、国と事業者の負担を明確にするとともに、法令による制度を整備すること。
- ・ 原子力災害時における自衛隊その他の実動組織の運用について、迅速かつ効果的な運用を図るため、具体的な応急対策活動に関する計画を策定すること。

②原子力発電所の安全確保

ア 新規制基準の厳格適用及び運転期間延長認可の審査結果の説明等

原子力発電所に新規制基準を厳格に適用した上で安全性を客観的に確認すること。国は責任を持って、新規制基準の適合性審査、40年超の運転期間延長認可審査の結果について関係自治体・住民に十分な説明を行い、理解を得ること。

原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、再稼働に係る手続きや理解と協力を得る自治体の範囲及び判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限等を法定化するとともに、地域の安全を最優先とし、立地県のみならず周辺地域の意見や防災体制の整備状況も踏まえ、国が責任をもって判断すること。また、原子力発電所に絶対の安全はないことから、新規制基準適合性審査等の原子力施設のリスク評価のみならず、想定外の事故が起こりうることを前提としたリスク管理にも国が責任を持つ法的枠組みを構築し、多重防護を重視した安全体制を確立すること。

また、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、新規制基準に照らして十分な安全確保対策を実施させること。

イ 安全協定の締結等の安全確保に関する仕組みの構築

- ・ 関係自治体の関与の明確化等次の点を含めた、原子力発電所の安全確保に関

する包括的な制度的枠組みを整備すること。

- 国の責任の明確化
- 同意を求める自治体の範囲（自治体の関与のあり方）
- 再稼働の手続きと判断基準
- 避難計画の実効性
- ・ 事業者と自治体との間の、いわゆる原子力安全協定については、自治体の関与レベルに差異が生じないように、事業者の自主的な取組に任せることなく、次の点に係る基準を定めること。
 - 対象自治体の範囲
 - 協定に定めるべき基本的な内容

(3) 医療提供体制の確保・充実

【担当省庁】 厚生労働省

地域の医療提供体制の確保については、医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく医療提供体制を確保するための計画を各都道府県が策定し、国民がいつでも、どこでも、等しく高度な医療サービスを受けることができ、国民の安心と信頼を得られる医療提供体制の構築が求められている。

こうした中、医療提供体制推進事業費補助事業では、都道府県の医療計画に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び施設整備等に要する経費について支援していただいているところである。この補助金については、ドクターヘリの運航経費を除く交付率が、平成 30 年度は約 68%であったものの、昨年度以前は交付率が 50 パーセント程度かそれを下回る状況が続いていた。

当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために不可欠なものであるにもかかわらず、実態と乖離した補助の状況により、事業の執行に重大な支障が生じるおそれがある事態となっている。

一方、ドクターヘリについては、全国で 42 道府県に 52 機が導入され、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているところである。

特に、関西広域連合では、4 次医療圏「関西」の実現を目指し、平成 30 年 3 月には新たに「鳥取県ドクターヘリ」を配備し、関西広域連合管内 7 機のドクターヘリによる府県域を越えた一体的な運航により、管内全域で 30 分以内での救急医療提供体制を確立しているところである。

さらに、ドクターヘリに搭乗する医師・看護師の確保について、基地病院と連携し一体的な養成に努めるとともに、近隣県ドクターヘリとの相互応援の推進、各府県消防防災ヘリとの連携により、人口分布や交通インフラの事情が異なる管内の山間、離島、周辺部に至るまで、二重・三重のセーフティネットを構築するなど、広域救急医療の先進モデル地域を構築し、関西 2 千万府民・県民の安全・安心を確保している。

このように、広域救急医療にとって極めて重要な存在であるドクターヘリの運航経費について、平成 27 年度以降の医療提供体制推進事業費補助金においては、計画額に対し 100 パーセントの内示をいただいております、大いに評価をしているものの、今後もドクターヘリの安定的な運航体制を維持するためには、所要の財源を確保する必要があります。

今年度は 6 月の大阪北部地震や「平成 30 年 7 月豪雨」、9 月の台風 21 号、北海道胆振東部地震等、大規模災害が相次いでおり、関西広域連合管内でもこうした自然災害の影響により医療機関の停電や断水などの被害が生じている。

特に停電は透析患者や人工呼吸器を装着した患者にとっては命に関わる事態となり、また、今年度のような災害とも言われる猛暑下で停電が発生すれば、空調設備の停止により入院患者の熱中症も懸念されるなど、外来診療の停止や入院患者の転院などを余儀なくされ、地域医療に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

関西広域連合管内では、今後、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、大規模災害時にこうした事態を回避するためには、非常用電源設備の充実を図る必要があるが、非常用電源設備の整備には多額のコストが必要となる。これに対し、「医療提供体制施設整備交付金」では、対象は災害拠点病院のみ、また交付率も1/3以下となっていることから、医療機関において大きな負担が必要な状況であるため、非常用電源設備の充実が十分に進まないことが危惧される。

加えて、平成30年度から新専門医制度が始まっているが、プログラム審査の過程が不明確等、検討されていた課題が解決されておらず、また専門医の都市部への集中等の地域医療への影響が懸念される。

以上のことから、次のとおり提案する。

①地域医療体制の確保

地域の実情に応じた良質で適切な医療提供体制を確立するため、医療提供体制推進事業費補助について、全国需要に応じた財源を確保すること。

また、補助制度の抜本的な見直しを行う場合は、地方の声を十分斟酌すること。

なお、新専門医制度については、国と専門医機構の責任において、制度の運用状況等の評価・分析を行うこと。またできるだけ早期に諸課題を解決すること。

②ドクターヘリ関係予算の確保

広域救急医療において必要不可欠であるドクターヘリが、将来にわたり安定的な運航体制が確保できるよう、「医療提供体制推進事業費補助金」から「ドクターヘリ導入促進事業」を分離するとともに、格納庫や燃料庫の整備・維持管理費など現在の制度上補助対象外となっている経費も含めたドクターヘリの運航等に対する安定的な財政支援の仕組みを別途設けることや、特別措置法の見直しを行うことも含め、恒久的かつきめ細やかな財政支援制度を整備すること。

また、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を抱え、ドクターヘリの代替手段のない地域を運航対象とする場合に、特例措置として補助基準額の増額を行うこと。

③医療機関の非常用電源設備強化への財政支援制度の拡充

災害拠点病院以外にも救急告示医療機関や透析の基幹病院等、災害時に大きな役割が期待される医療機関の非常用電源設備を強化するため、「医療提供体制施設整備交付金」の交付対象や交付率を拡充するとともに、所要の財源を確保すること。

(4) 危険ドラッグ対策の充実強化

【担当省庁】 内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省、海上保安庁、

国・都道府県等の対策により、販売店舗は無いものの、インターネットなどにより、多種多様な製品が広範囲に出回っている。

あわせて、大麻乱用者の増大等、若者を中心とした薬物乱用の広がりが憂慮すべき状況にある。

危険ドラッグ等に起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、引き続き、各種対策のさらなる充実強化を求め、次のとおり提案する。

①水際対策の強化

今後開催予定のラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に向けて、人的、物的交流がより一層活発になることから、更なる水際対策の強化を図ること。

また、麻薬特例法に基づく規制薬物に指定薬物を加え、他の規制薬物と同様に泳がせ捜査を可能とするなど、さらなる水際対策を図ること。

2 「アジアの文化観光首都・関西」の確立

【担当省庁】 内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、国土交通省、観光庁

関西は、日本を代表する歴史、文化、伝統などが豊かな自然とともに味わえ、経済産業集積や現代文化に至るまで、個性ある多様な魅力が凝縮されている。

関西広域連合は、「アジアの文化観光首都・関西」としての地位の確立を目標に、文化観光資源の宝庫・強みを活かしたインバウンドの集客や文化芸術の継承・創造に取り組んでいる。また、平成28年7月21日には、文化庁・関西広域連合・関西経済連合会共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」を行い、オール関西で文化庁と連携した取組を展開することとし、平成29年4月に文化庁の一部先行移転組織として設置された地域文化創生本部では、新しい文化行政の展開を目指した取組が進められている。観光の基幹産業への成長を目指し、ラグビーワールドカップ2019と東京オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ2021関西に向けた情報発信などの取組を推進するとともに、観光と文化、産業と文化など、文化庁の機能をより一層強化するため、各般の対策が必要であることから、次のとおり提案する。

なお、今年、関西においては、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、台風第20・21号など「数十年に一度」の災害が相次ぎ発生し、世界に誇る観光資源、歴史文化遺産等が被災するとともに、インバウンドも深刻な影響を受けていることから、次のとおり併せて提案する。

(1) 外国からの誘客促進

国際観光は、グローバル化する世界経済の中で地域経済に及ぼす影響が大きく、関西の将来発展のために必須の重要なテーマである。海外からの訪日旅行者数は、東南アジア諸国に対する査証発給要件の緩和等により好調な伸びを示しているものの、平成28年3月に掲げられた国の目標達成のためには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けたさらなる受入体制の整備が必要であること、また、今後も海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講ずること。

① 訪日旅行促進事業の充実

- ・ 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、関西が一体となって進める広域連携DMO「関西観光本部」（平成29年4月設立）の取組への財政支援
- ・ 訪日外国人旅行者の周遊促進や地域活性化につながる広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業の国負担事業の充実及び確実な財源確保

- ・ 訪日外国人旅行者の受入環境を整備するため、案内表示の多言語対応や施設改修等受入基盤の整備への支援の更なる充実と財源の確保
- ・ 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的な展開
- ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信
- ・ 訪日外国人旅行者の増加に向けた通訳ガイド養成の充実
- ・ 訪日外国人旅行者の利便性と安全性を兼ね備えた無料公衆無線LAN等の整備促進
- ・ ICTを活用した外国人観光客に対する情報提供
- ・ 外国人観光客に対する消費税免税制度の充実
- ・ 都市部の宿泊施設不足に対する、地方の旅館等の利用促進の強化
- ・ 地域が実施するホテル・旅館等をはじめとする観光産業人材の確保対策への支援
- ・ 地方に訪日外国人旅行者の誘客を図るため、地方運輸局と連携して海外プロモーションを図るビジット・ジャパン地方連携事業の充実及び確実な財源確保
- ・ 訪日外国人旅行者に対して日本の文化や生活習慣等を正しく理解いただくなど、訪日外国人観光者のマナー向上に向けた取組の充実

②国際観光旅客税を財源とした日本版DMOに対する安定的な財政支援等について

- ・ 日本版DMOが観光地域づくりの主たる担い手として、観光消費額の増大等による観光による地方創生のさらなる実現を図るため、インバウンドに積極的に取り組む日本版DMOの自律的かつ継続的な活動を担保する資金確保の方策として、国際観光旅客税を地方公共団体への交付金として配分し、日本版DMOの財源とすること。
- ・ 国際観光旅客税を、拡大するインバウンド需要に対して、受入環境の整備等の観光振興施策を戦略的に取り組み、先進的な観光地になりうる地方公共団体へ交付金として配分すること。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた文化振興施策の充実

①関西文化の取組を踏まえた東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、国内外の多くの人々に日本文化の素晴らしさや深い精神性を理解いただく絶好の機会である。また、4000万人の訪日外国人旅行者をめざす我が国では、誘客の呼び水となる新たな文化観光資源の発掘と涵養、情報発信が不可欠であることから、以下の措置を講ずること。

- ・ 国と地方の協働関係を築き、地域文化の振興や若い担い手の育成、次世代への文化の継承など、地方の取組に所要の支援を行うこと。
- ・ 文化情報を発信する関西をはじめ全国各地のウェブサイトと国の文化プログラムポータルサイトとの連携を強化し、全国津々浦々の文化情報を一元的に集約、国内外に大きく発信できるよう運用すること。

②文化庁の機能強化を踏まえた文化行政の積極的な展開と文化庁移転に向けた取組の加速

「文化芸術立国」の実現に向け、文化庁の関西への移転を契機に、日本の伝統文化や生き方・暮らし方を大切にした日本の文化力の再生や新たな文化の創造、伝統産業をはじめとするものづくりや観光の振興と連携した文化による経済の活性化等の新たな政策ニーズに対応するため、以下の措置を講じること。

- ・ 平成 29 年 4 月に設置された地域文化創生本部を拠点とし、文化庁の機能強化を図りつつ、平成 33 年度中の本格移転を目指して着実に取り組むこと。
- ・ 平成 28 年 7 月の共同宣言や平成 29 年 6 月に施行された「文化芸術基本法」を踏まえた取組とともに展開し、文化行政の裾野を広げる取組の効果が日本全体に及ぶよう強力に展開すること。

(3) 災害からの早期復旧と関西の更なる発展のための支援

平成 30 年台風第 21 号による被害から早期に復旧し、関西が更なる発展を遂げるため、以下の対策を講じること。

①観光資源や歴史文化遺産の早期復旧等

観光資源や歴史文化遺産の早期復旧、文化財の防災・耐震対策を進めるとともに、観光資源や文化財を迅速に復旧できる体制の構築や修復のために必要となる制度の拡充を図ること。

②観光業の風評被害対策等

安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信、今後想定される風評被害対策、訪日旅行の促進及び国際会議等 M I C E 誘致などの対策を実施すること。

3 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興

【担当省庁】厚生労働省

大阪・関西が有するライフサイエンス分野における強みを最大限活用し、革新的な医薬品等の実用化を促進するため、PMDA関西支部の持続的な運営支援及び同支部における再生医療分野の審査の実施について、必要な措置等を講じること。

4 攻めの農林水産業の確立

【担当省庁】農林水産省

米国を除くTPP11協定や欧州連合との経済連携協定、年内の妥結を目指す東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など、新たな枠組みによるEPA・FTAが進められており、経済のグローバル化が今後より一層加速するものと考えられる。

国においては、新たな成長分野を切り開くため、攻めの経済施策の指針として、「未来投資戦略」を策定するとともに、新たな「食料・農業・農村基本計画」により、農林水産業の成長産業化が進められている。

ユネスコの「無形文化遺産」へ「和食」が登録されたことを契機に、海外での日本食の普及を図っているところであり、農林水産物の輸出拡大にあたっては、さらなる高品質化や規模拡大などにより国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で認知され、世界の需要を取り込む輸出促進を図ることが重要となっている。

さらに、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」の取組は、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがいの持てる農林水産業の実現」に寄与するものである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図るため、次のとおり提案する。

(1) 国際競争力のある農林水産業の実現

「安全・安心」ですばらしい品質を誇る国産農水産物や食品を広く世界に発信し、「ジャパンブランド」の確立を図るため、品質管理等の取組、JFOODO等を活用した戦略的なプロモーション、マーケティングを拡充すること。

また、更なる輸出拡大を図るため、科学的根拠を基に輸出解禁要請を行っている国に対しては早期に検疫条件を引き出すとともに、新規市場として有望な国々に対しては新たに解禁要請を行うこと。相手先国との協議にあたっては、増加を続ける訪日外国人旅行者の携行品の輸出（土産としての持ち帰り）解禁要請も積極的に行うこと。国内で使用されている農薬が相手先国のルール（インポートトレランス）に設定されるための取組を推進すること。

5 広く国民の理解が得られる中長期的な エネルギー政策の推進

【担当省庁】 内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁

災害に強い強靱な国土構造を構築するため、政府において主要都市を連絡する全国天然ガスパイプライン幹線計画を策定し、整備を促進する制度を創設すること。また、そのリーディングプロジェクトとして、舞鶴港等の日本海港湾へのLNG受入基地の整備、日本海側と太平洋側の都市圏を結ぶ南北横断パイプラインの整備等を推進すること。

Ⅲ その他関西の重要課題

1 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援

**【担当省庁】 内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省、
スポーツ庁、国土交通省、観光庁、**

2021年5月14日、関西の各地を舞台に、生涯スポーツの国際総合競技大会である第10回ワールドマスターズゲームズがアジアで初めて開幕する。

「公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会」では、大会を通じた生涯スポーツ社会の実現、国際交流の促進と関西・日本の伝統・文化の世界への発信、スポーツツーリズムによる地域活性化の促進などを大会基本理念とし、その実現に向けた種々の取組を実施し、関西はもとより、全国各地のスポーツイベントを通じて発信しているところである。

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西は、「スポーツ・フォー・ライフの開花」をテーマに、多種多様な地域・世代から大会史上最大の国内外5万人の参加者を見込む新しい生涯スポーツの祭典で、関西9府県4政令市において35競技59種目を実施する。その成果は単に日本国内に止まらず、またその成功は、スポーツ立国、文化立国、観光立国をめざすわが国にとっても大きな意義があり、一億総活躍社会の実現をも加速することが期待できる。とりわけ、2019年のラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「みる」ことによって高まるスポーツの機運を、2021年のワールドマスターズゲームズでは、「Team Do Sports」をスローガンとした「する」スポーツへの取組につなげることにより、さらには大会のレガシーとして多様なスポーツ活動を「ささえる」仕組みづくりを促進することにより、わが国において湧き上がるスポーツムーブメントの具現化や生涯スポーツ社会の実現に向け、絶好の機会になると考えている。

については、この大会の成功に向け、国に対し、次のとおり提案するとともに、大会の推進に向けて国の強力な支援をお願いする。

(1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化

本大会は、ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピック競技大会とも連携しながら、大会の成功はもとより、その成果を一過性のものとせず大会後にも成果が及ぶよう、大会の準備段階からレガシー創出に向けた計画づくりを進めており、この計画に基づき、スポーツ人口の拡大はもとより地域社会の活性化、観光・文化の促進、新産業の発信、国際化の進展など様々な分野について取り組むことから、本大会の成功は、スポーツ立国、文化立国、観光立国をめざすわが国にとっても大きな意義がある。

については、国においても、平成 29 年度からの「第 2 期スポーツ基本計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針。平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に、本大会の円滑な開催に向けて組織委員会と協力する旨を盛り込んでいただいたところであるが、国家的なプロジェクトとしてより円滑な支援を得られるよう、スポーツ国際戦略会議等を通じて、各省庁の横断した国の支援体制を強化すること。

(2) ラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピック競技大会と一体となった取組の推進

2017 年 11 月には、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の両組織委員会や、全国外大連合と連携協定を締結し、それぞれのノウハウを活用した運営準備や機運醸成等の取組を進め、連続した 3 大会の開催を契機にスポーツ文化・産業等を発展させ、一億総スポーツ社会の実現を目指しているところである。

これらの意義を踏まえ、スポーツ庁を中心に、関係省庁が一丸となった支援体制を整備し、本大会を通じて、ラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを国民に提供するとともに、大会運営の経験やノウハウを共有するための人的交流、競技用具やシステムの有効活用に加え、国内外での広報活動やボランティア育成など共通する各般の分野の取組について、連続する 3 大会に対して一体的かつ相乗的な支援及び協力を行うこと。

(3) 国等による財政支援等

本大会を成功させ、実り多いものとするためには、財政基盤を強固なものとする必要がある。組織委員会では、最小のコストで最大の効果を得るように計画するが、開催に当たっては、国の様々な財政支援が不可欠である。

スポーツ振興くじの活用による財政支援については、現行規定では、大会開催年度の助成上限が 2 億円で、補助率が 5 分の 2 となっているため、大会開催年度における上限額及び補助率の引き上げを求める。

また、各府県政令市による競技の開催や、地方の資源を活かした参加者をおもてなしするプログラム等は、地域創生の一層の推進に資することから、全国宝くじの活用や寄付金付き記念切手の発行などによる財政的な支援を行うこと。

さらに、地方交付税措置のある地方債が認められたラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピック競技大会への支援と同様に、各府県政令市で大会開催の拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るため、地方交付税措置のある地方債の創設を行うこと。

(4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践

世界から集う参加者は、競技への参加とともに、訪日観光も大きな目的とすることから、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムによる地域の活性化が大いに期待され、観光立国を目指すわが国にとっても大きな意義がある。

そのため、大会の開催やスポーツツーリズムの取組を万全の準備で進め、わが国での開催にふさわしい満足感や感動を与えられるよう、関西はもとより、わが国の誇る文化・観光資源やおもてなしの精神で参加者を歓迎したいと考えている。

国においても円滑なC I Q体制やセキュリティ対策に配慮いただくとともに、多言語やバリアフリー対策の推進、交通アクセスや通信、宿泊環境の整備、さらに、海外からの参加者への医療・防災対応などについて、国家的な観点から必要な条件整備への配慮を行うこと。

(5) 働き方改革による大会参加を促す環境づくり

本大会は、概ね 30 歳以上のスポーツ愛好家が参加する国際総合競技大会であり、本大会をわが国の生涯スポーツ振興の大きな契機とするため、特に現役世代の国民が、幅広く参加できる環境づくりが肝要である。

については、長時間労働の是正や有給休暇、ボランティア休暇の取得促進を図る働き方改革やポジティブ・オフの取組を積極的に推進するとともに、「スポーツ休暇制度」の創設や大型連休の分散化など、国民が積極的かつ気軽に生涯スポーツに参加できる環境整備を行うこと。

2 2025 年国際博覧会の大阪・関西への誘致

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

21 世紀以降の国際博覧会は、地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一同に集め、様々な創造活動を共に体験し、刺激を受け、考え、発見することで、課題解決方策を提言する場であり、その重要性はますます高まっている。

2025 年に大阪・関西において、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会（登録博）の開催に向け、地元の経済界とともに関西全体として誘致に取り組んでいる。

国際博覧会を「大阪・関西」で開催することは、広域連合が提唱する国土の双眼構造の構築及び目指すべき関西の将来像「アジアのハブ機能を担う新首都・関西」「個性や強みを活かし地域全体が発展する関西」の実現にも大きく寄与するものである。また、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらう絶好の機会となり、関西全域に新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、関西の知名度向上にも大きく貢献するものと考え、次のとおり提案する。

2025 年国際博覧会の夢洲地区（大阪市）での開催

2018 年（平成 30 年）11 月 23 日に B I E（博覧会国際事務局）総会で予定されている開催地決定の投票において、2025 年国際博覧会の日本開催（会場：大阪市夢洲地区）を勝ち取るため、2025 日本万国博覧会誘致委員会と連携・協力を図り、誘致活動を強力に推進すること。

併せて、開催国に決定した際には、必要な措置等を講じること。